

令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、結城市内の工業団地通勤者の安全を確保するため、防犯灯を設置する企業等に対し、予算の範囲内において令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間の犯罪の防止及び通行の安全確保を目的として設置する道路照明施設をいう。
- (2) 企業等 工業団地内に立地された企業及び工業団地内の立地企業で構成された団体等をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当する防犯灯の設置に要する経費とする。ただし、他の補助金の対象となっているものを除く。

- (1) 道路に面した場所に設置し、道路を照らすこと。
- (2) 防犯灯の設置、電気料金の支払及び維持管理を企業等が行うこと。

(設置箇所の基準)

第4条 防犯灯の設置箇所は、付近に防犯灯その他の公的な照明設備がある場合は、当該照明設備から20メートル以上離れた箇所とする。ただし、建物等の影響により、照明が不十分で危険な箇所についてはこの限りでない。

2 防犯灯の灯柱の位置は、道路の有効幅員外の箇所とする。ただし、東京電力株式会社が所有する電柱に防犯灯を設置しようとする者が借用して設置する場合は、この限りでない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、設置しようとする防犯灯1基につき補助対象経費の2分の1の額又は次の各号に掲げる場合における当該各号に定める額のいずれか低い額とする。

- (1) 既存の電柱等に防犯灯を設置する場合 1基につき15,000円
- (2) 新設する電柱等に防犯灯を設置する場合 1基につき50,000円

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

3 防犯灯を設置しようとする企業等ごとの年度内の補助金の限度額は、100,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 補助金の交付決定通知は、令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助事業の変更、中止等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた防犯灯設置事業（「補助事業」という。）の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 市長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

第10条 市長は、事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、第7条の規定による交付決定額の90パーセント以内の額を限度として、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、前条の概算払を受けたときは、令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金概算払精算書（様式第5号）を添付しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第12条 補助金の額の確定通知は、令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金額確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、第7条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

（1）不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付の条件に違反したとき。

（証拠書類の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（庶務）

第15条 この要項に定める手続等については、経済環境部商工観光課企業立地推進室において処理する。

（補則）

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

結城市長 様

企業等名

住 所

代表者氏名

電話番号 ()

令和 4 年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付申請書

令和 4 年度において、下記のとおり防犯灯設置事業を実施したいので、令和 4 年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付要項第 6 条の規定により、補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 工事内容
- (1) 設置基数 基
- ア 既存の電柱等に防犯灯を設置 基
- イ 新設する電柱等に防犯灯を設置 基
- (2) 設置箇所
- 結城市 番地
- (3) 工事完了予定
- ア 着工予定 年 月 日
- イ 完工予定 年 月 日
- (4) 工事見積額 金 円
- (5) 工事請負業者
- ア 住 所
- イ 代表者氏名 印
- ウ 電話番号

2 補助金の振込先金融機関（口座振替）

金融機関名	銀行	店
預金種目	普通	・ 当座
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

3 添付書類

- (1) 設置箇所の略図
- (2) 実施設計書、図面等
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 施工前の写真
- (5) 申請する企業等以外の者が所有する土地、建物その他施設を利用して設置する場合は、当該所有者の承諾書又は契約書の写し

企業等名

代表者氏名 様

結城市長

令和 4 年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 4 年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和 4 年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付要項第 7 条の規定により、通知します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 交付決定額 円

3 補助条件

- (1) 補助金は、申請書記載のとおり使用し、結城市補助金等交付規則及び令和 4 年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付要項を遵守すること。
- (2) 工事は、この決定通知を受け取った日から 1 箇月以内に着手し、完了後速やかに令和 4 年度結城市工業団地防犯灯設置事業実績報告書（様式第 4 号）を提出すること。
- (3) 事業を行うために、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

No

--	--	--	--	--	--	--	--

様式第3号（第10条関係）

結 商 第 号
年 月 日

結城市長 様

住 所
企業等名
代表者名

令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金について、令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付要項第10条第2項の規定により、下記のとおり補助金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

1 概算払をする理由

2 概算払請求額

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

結城市長 様

企業等名

住 所

代表者氏名

電話番号 ()

令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業実績報告書

年 月 日付け結商第 号で補助金の交付決定通知のあった防犯灯設置事業について、下記のとおり事業を実施したので、令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付要項第11条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 市補助金の額 円
- 3 工事内容 (1) 設置基数 基
- ア 既存の電柱等に防犯灯を設置 基
- イ 新設する電柱等に防犯灯を設置 基
- (2) 設置箇所 結城市 番地
- (3) 工事完了日
- ア 着工 年 月 日
- イ 完工 年 月 日
- (4) 工事請負額 金 円

(5) 工事請負業者

- ア 住所
- イ 代表者氏名
- ウ 電話番号

4 添付書類

- (1) 出来高設計書及び図面
- (2) 工事内訳書の写し
- (3) 契約書等及び領収書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 電気使用申請書の写し

結城市長 様

住 所
企業等名
代表者名

令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金概算払精算書

年 月 日付けで請求した令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金の概算払について、令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付要項第11条第2項の規定により、下記のとおり精算をします。

記

1 事業種目

2 内 容

概算額										円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

精算額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

差引金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記のとおり証拠書類を添えて精算をします。

年 月 日

様式第6号（第12条関係）

結 商 第 号
年 月 日

企業等名

代表者氏名 様

結城市長

令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、令和4年度結城市工業団地防犯灯設置事業補助金交付要項第12条の規定により、通知します。

記

補助金の確定額 円

No

--	--	--	--	--	--